

平成25年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年12月5日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 2号 平成26年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 3号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 4号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 5号 那珂川町税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 6号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 8号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 10 議案第 9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 11 議案第 10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 12 議案第 11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 13 議案第 12号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 14 議案第 13号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	岩村文郎君
7番	小林盛君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	石田彬良君	12番	小川洋一君
13番	大金市美君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	大金清君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	穴山喜一郎君	農業委員会事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	増子定徳	書記	板橋了寿
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（大田市美君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

一般質問

議長（大田市美君） 日程第1、一般質問を行います。

佐藤信親君

議長（大田市美君） 1番、佐藤信親君の質問を許可します。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 皆さん、おはようございます。

また、このたび町長に就任されました福島町長につきましては、おめでとうございます。通告書に基づき質問いたします。

第1項目といたしまして、ため池の保全と整備について伺います。

本町内にはため池が数カ所設置されているが、周辺地域の圃場用の農業用水として利用されてきたものと認識しております。さらに、付加価値として、火災発生時における消火用水

としての機能も十分に果たせるものと考えております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず、第1点として、このため池の管理体制はどのようになっているのかについてお伺いいたします。

2点目として、林野火災等について、沢の奥に水源確保と防火用水としての機能を備えたため池を整備する考えはあるかについてお伺いいたします。

第2項目めとして、旧水産試験場跡地の整備についてであります。9月29日に国道294号小川南バイパスが開通いたしました。旧水産試験場跡地の荒廃が目立つようになりました。景観形成上、整備するべきと考えるのがいかがか、お伺いいたします。

3項目めといたしまして、町道の維持管理についてお伺いいたします。

町道は、町内に400を超える路線があり、経年劣化による損傷及び路盤軟弱による亀裂、旧小川地区においては下水道事業に伴う補修工事の劣化による亀裂等が見受けられますが、その管理補修等、維持管理についてお伺いいたします。

4項目めといたしまして、町長の施政方針についてお伺いいたします。

町長は選挙中、国・県との太いパイプを強調しておりましたが、何を最優先課題として国・県に要望していくのか、お伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き一般質問、本当にお世話になります。

それでは、佐藤議員のご質問につきまして、私から2番目と4番目についてお答え申し上げます。

まず、旧水産試験場跡地についてでございますが、国道294号小川バイパスが開通したことによりまして、その西側が直接国道に面することとなりました。議員のご質問にあるように、景観が非常に目立つこととなりました。同所の整備につきましては、総合的な土地利用の観点から、今後の利活用について議会特別委員会の附帯意見を尊重しながら早急に検討してまいりたいと考えております。当面の間は除草や草刈り、雑木の撤去を行い、景観を損ねないよう管理してまいりたいと考えております。

なお、防犯上、無断で侵入できないような措置を行ってまいります。

続きまして、4の施政方針についてお答えいたします。

私の所信表明で申し上げました3本の柱、6つの取り組みについては、前の一般質問でお答えいたしましたが、これらを実践するためには、まずは社会資本の整備が不可欠であります。私は、この都市基盤整備の実現に向け、議員皆様のお力添えを得ながら、新那珂橋にかわる新たな橋の建設、町内の幹線道路であります国道293号、国道294号、国道461号、そして県道等の整備促進を重点目標として、私みずからがつなぎ役として国・県の関係部局に赴き、粘り強く要望活動を展開していきたいと考えております。

他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

以上です。

議長（大金市美君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 私のほうからは、1項目めのため池の保全と整備についての1番のため池の管理体制についてお答えいたします。

農業用ため池の管理につきましては、基本的にため池の水を利用する農業者等が管理者になります。町のかかわりににつきましては、ため池の老朽化に伴う整備や災害復旧に関しまして、国や県の補助事業を利用しまして整備支援を行っているところでございます。

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、防火用水としてのため池設置についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、林野火災等では水利不足による消火活動が想定されます。この場合、消防水利でなくても火災現場付近にため池や沢、あるいは河川等、消防水利として活用できるものがあれば、現場の判断で消火作業に活用することになります。

なお、今後の水利確保につきましては、防火水槽を整備していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大金市美君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 3項目めの町道の維持管理についての質問にお答えをいたします。

町道の維持管理につきましては、昭和40年代後半から50年代にかけて舗装された町道が多く、老朽化が進み、議員が言われるような亀裂が多く、維持管理が大変な状況であります。

舗装の穴埋めなどの簡易な維持管理は直営で管理をしていますが、直営では対応できない箇所につきましては、町内建設業者に委託し、管理をしているところであります。

今後、老朽化はますます進み、路面全体の打ちかえなどが必要になり、維持管理費も増大してくると考えております。路線ごとに亀裂等の現況調査を実施しまして、その結果を踏ま

え、亀裂状況、交通量、安全性等を考慮して、維持管理費の予算の中で計画的に舗装の打ちかえを実施していく考えであります。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 再質問に入らせていただきます。

1つ目のため池の管理体制でございますが、ため池、これは当然古いものも相当あると思うんです。平成23年の東日本大震災後も地震が相当起きております。県内においても震度5の地震が起きたり、そういうことがしているというところで、また、異常気象によるゲリラ豪雨等も発生している現況の中で、ため池の安全性を確保する観点からも、やはり耐久性とかそういうものの点検、保安点検等も必要ではないか。また、当然長く使っていれば土砂の流入等によるしゅんせつの必要性も出てくるのではないかなと考えておりますが、これを管理者、農業者団体にお任せしていたのでは、その経費、その検査の手法もわからないというところで、やはり関係機関である土地改良区と協議をして、町も積極的に保安点検等の必要性もあるのではないかなというふうに思います。

もし何かの場合、崩壊してしまったということになりますと、周辺に多大なる影響が出るものと思われま。そうなりますと、さらに今度莫大なお金がかかるということになりますので、最小限の経費で抑えるという観点からも、やはり保安点検を実施しながら、ため池の安全性を確保するという必要ではないかなと思いますので、その点についてお伺いいたします。

議長（大田市美君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 議員ご指摘のとおり、保安点検につきましては土地改良区またはそのため池を管理している管理組合、受益者等と町においても連携を図り、管理というか、調査をしていきたいと考えております。

また、さきの震災においても、1カ所やはりそのような状況のため池がございました。町、県、土地改良区と連携を図ってその亀裂箇所を確認して修理したところでございます。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） ぜひ関係団体と連携の上、そのような方向で持っていただければよいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1の2番目でございますが、大山田地区内のトーセンの火災が最近あったばかりでござ

ざいますが、そのときも水利がなく大変消防団の関係者は苦労したということも、私も現場に行ってみまして痛切に感じたところでございます。

先ほどの総務課長のご説明によりますと、防火水槽で対応するということをおっしゃっていただきましたけれども、旧馬頭町時代に、昭和50年代前半ですか、52年のころ、大きな森林火災がありましたよね。やはり、そういう森林火災、大規模な火災を防ぐためにも、山の沢の奥あたりに初期消火用でもいいんですけれども、貯水用のため池を整備するということも必要ではないかなというふうに思います。現に、旧小川地区内で山火事があったときに、たまたま個人でため池をつくっておきまして、そこもちょっと水利は不便なところでありましたけれども、そのため池の水を利用して初期消火に当たったおかげで、大過なく鎮火したということもございます。

そういう意味で、町内の沢の奥ということになりますと、相当数あるかと思うんですけれども、やはりある程度そういう箇所を設置しておくということも大きな火災を防ぐ一つの防波堤になるのではないかなというふうに思いますので、その点について、これは林務関係ですから農林振興課関係と総務課がお互いに連携をとって、そういう形で整備できれば安心・安全になってくるのではないかなというふうに思いますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 火災の場合、まずは水利の確保が重要であります。そういう意味からも、まずは水利の確認を常日ごろから消防団のほうでお願いをしていると。まずは近くの防火水槽あるいはため池等、これらを利用しております。さらに不測の場合、今回の大山田の火災につきましては河川から中継をして行ったということで、できるだけ防火水槽の設置はこれからも計画的に進めていきたいと。

また、山林の奥ということになりますと、今度、森林の伐採等もその消火活動の一環としてせざるを得ない場合も出てきますので、消防水利の場合には有効活用を図る意味でもため池、あるいは池、それらの把握はしていきたいと思っております。

議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） ため池の整備となってくると、当然水利がなければ、天水であっても水が流れ込まなければいけないということがありますので、やはり水田のある上部、全く水田も何も無いようなところ、水田があるということは水があるということでございますの

で、その水源を確保しておけば、農業用水としても活用できるという観点からも、そういう水田の奥の際に、やはりある程度の貯水池、ため池をつくっておく必要があるのではないかなというふうに思います。

これについては、町単でやろうとしてもなかなか大変だとは思いますが、国・県の補助を導入してやればいいのかと思うんですが、やっぱりそういう必要性というものを今から考えておかなければ、いざというときに本当に困ってしまうということを、私もこの間のトーセンの火災を見て、また馬頭の大火、森林の大火を見まして、それを痛切に感じております。ぜひともそれを何とか具現化できるような方策を講じていただければなというふうに思いますので、再度お伺いいたします。

議長（大田市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 消防用水としてのため池、これは現実的にはなかなか設置は難しいのではないかと。ただ、ご質問のとおり、沢があり、あるいは田んぼに揚げてある水もあるわけでありまして。そういったものが有効に活用できるよう、これからは消防団と協議してまいりたいと思っております。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 私は、全て消火用水というばかりではなくて、農業用水も兼ね備えて、そういう意味でのため池でもいいのではないかなというふうに思っております。やっぱり天水場ですと、当然異常乾燥が続けば水がかれてしまうと、そういう場合もございますので、やはり農業用水と兼ね備えた防火・消火用貯水槽という形でできればいいのではないかなというふうに考えております。ぜひともそのところを農林振興課と総務課のほうで協議して、設置できるような方向で検討していただければなというふうに思います。

以上、その点についてもう一度伺って、この質問は終わらせたいと思います。

議長（大田市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、新たなため池設置ということよりも、まず農業用水あるいは生活用水としてのため池、これらは有効に活用させていただきます。さらに、そういったものが必要な箇所、場所が出れば、農林課あるいは関係機関と協議して、設置できるような事業等があれば取り入れてまいりたいと思っております。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） そのように何とかよろしくお願い申し上げまして、1番目の質問については終わりにいたします。

2番目の旧水産試験場跡地の整備でございますが、やはり反対側、河川的那珂川の反対側に県で管理している土砂置き場等がございますよね。あそこは常にきれいに管理されているというような状況で、水産試験場跡地は一応町の残土処理という形で利用されていたのではないかなと思うんですけれども、何かこう、積み放題という形になっておりますので、せめて整地をきちっと県に倣ってしていただければ、ある程度の景観形成もできてくるのではないかなと。

ましてや、バイパス開通によりまして通行量も相当あるわけでございます。美しい村で小砂が認定を受けましたけれども、美しい村、村といって那珂川町でPRしていても、そういう荒廃している土地が国道の隣にあるというのは、どうもやはりいただけないのではないかなというふうに思いますので、先ほど町長の答弁にありましたように、除草、あと木の枝打ちとか、そういうのをやるだけじゃなくて、ある程度の整備も必要ではないかなというふうに考えますので、再度その点についてお伺いしておきます。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） ただいま佐藤議員のご指摘のとおりでございます。私も、町長に就任いたしましてから毎日あそこを通勤で通っております。あのバイパスが開通しましてから、特に左右とも荒廃しているといいますが、今ちょうど时期的に枯れ草の時期でございますので、景観が非常に悪い。それは私も十分認識をいたしております。それと、残土置き場の使い方をされているような気がいたしますので、私も早くあその場所はとりあえず整地をしなければならないと思っています。それには、残土をあそこに一気にやらせてしまっているのか、あるいはどこかに撤去してそれを有効活用できるような場所があれば、そういう利用を図っていただきたい。それと、積み上げてある、堆積してある土質、これも調査して、持っていき場所等を考えなければいけないと思いますので、担当課と相談いたしまして、佐藤議員のご指摘のとおりでございますので、早急にやってまいりたいと思っております。

議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） できればそのように早急にできるようにお願いいたしまして、2番目の質問は終わらせていただきます。

3番目の件についてでございますが、町道は400路線以上あるということで、これを維持

管理していくということになりますと莫大な予算が必要になってくるということ、先ほど建設課長が言われましたように、大変な予算措置が講じられなければならないというふうに私のほうも認識しておりますが、資材提供事業の創設により、地域住民と協働作業で改修を行えば、さほど金額もかかってこないのではないかなど。この件については、前の議会の中でも質問した経緯もございますが、きのう、町長の答弁の中にこの資材提供事業等を活用するような答弁等もございましたので、やはりそういうのも含めた上で町道改修、補修というか、そういうものができればいいのかなというふうに考えますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（大金市美君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 町道でございますけれども、町道につきましては1級、2級、その他の町道がございます。町道については、約80%は舗装されております。今言われたような資材を提供して地域の利用する人らが出て、昔やっていた道普請というか、そういう形でやってもらえば、維持管理費のほうも節減できるんじゃないかというようなことでございますけれども、今のところ、町道についてそういうところがあれば、原材料費等で町のほうで道路利用者からそういう要望があれば砂利敷きは町のほうでやっているような形で、一応町道については受益者のほうに出てもらってやっているというやり方はしていませんので、今後そういった舗装されていないような、なかなか国の補助、県の補助等でできないような路線については、そういった地域の方々の協力もしてもらおうような方策を今後考えていかなければならないなど、このように考えております。

議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 確かに今建設課長が言われましたように、砂利の支給というものはございます。私も一度お願いして砂利を搬入していただいて、地域の方々によって整地をしたと、そういう経緯もございます。

私が前に質問したときに、多分長野県の下條村に視察に教育民生で行ったときに、ついでにその話を聞いてきたという記憶だったんですけども、やはりそこは地区の必要性がある住民たちが出てきて、町からの資材提供を受けてコンクリート舗装にしていくと。やはりアスファルト舗装になってきますと、転圧機とか何かでいろいろ機械が必要なんですけれども、地元の人たちがその機械を借りてきて、設計は当然町の建設課が担当するというふうなことで、相当数それでコンクリート舗装がなされているという例もございます。

役場の経費も当然原材料費だけですので、それ以上のお金が余りかからないというようなこともございますので、できればそういう資材提供って、ただ砂利をあげますじゃなくて、そういうコンクリ舗装もできるような、そういう資材提供事業になっていただければなというふうに思いますが、ただ、これを漠然とやるのではなくて、やはり毎年毎年計画を受け付けてやっていくというふうな形で、効率的な町道の改修と補修等もなされていくんではないかなというふうに考えますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（大田市美君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 今のところそういった制度はないので、前に一度、やはり議会のほうで、私が建設課長になる前ですかね、そういうことがありまして、一応素案はつくってはあります。今後、そういった資材を配布をして受益者でコンクリート舗装をしてもらう、そういうようなやり方ができるように検討してまいりたいと。

あと、農林のほうなんですけれども、町道以外でよくかどば道なんていって、何人かの人が利用していてなかなか舗装ができないので何とか舗装してもらえないですかというような路線がまだまだ町内にたくさんあり、要望なんかも来ています。そういう中では、今のところ町道ではないのでなかなかできないので、農林のほうの補助事業でこういうのがありますからということで説明して、農林課のほうとも連携を図りながら受益者のほうに話をして、町単のほうですとそういった町道以外のところでも農道ということで生コンクリート代、あるいは敷き砂利代、あるいは水路代とか、そういったものについては2分の1補助して受益者がみんなで出て整備をするということで、旧馬頭は町単の事業というのがありまして、かどば道とか簡単な農道、そういったところについて舗装されているところはほとんどがそういった事業で今まで対応してきたという経過もございます。

そういうことで、町道についても、先ほど言いましたように検討はしておりますので、今後、なかなか維持管理が行き届かないようなところについては、そういった地権者というか利用者の協力を得ながら整備できるような方法を検討してまいりたいと考えております。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 旧馬頭時代は町単で2分の1補助事業があったということでございますが、やはり町長が先ほど言われましたように資材提供事業と、その先ほどの建設課長が言われました町単の補助制度、あと農林振興課関係、それもあわせて、もっとやりやすい方法を検討していただいて、地域住民みずからがやはり町に頼ることなく改修とか修繕がで

できれば、さらに町の経費節減にもつながってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそのところを詰めていっていただければなというふうにお願いしまして終わりたいところなんですけれども、やはり町道の維持補修となってくると、当然下水道事業も絡んでくるわけですね。下水道事業で掘削、町道を掘削すると。掘削した後の補修というのは、その掘削した部分だけの舗装。下水道事業の本管布設がえのときなんかは、今は全面舗装で舗装し直しということがありますけれども、旧小川時代の下水道は掘ったところだけしか舗装できないということでありまして、現在もその名残が相当数残っております。当然、古いものと新しいものがくつつくわけですけれども、補修した当時はきちんときれいになっておりますが、経年経過するとだんだん物別れみたいに亀裂が入ってきて、そこから水がしみ込んだり、凍ってまた亀裂が入るといようなことがございますので、やはりそういうところの補修も早急にしていかなければいけないというふうに考えます。

それで、やはりそういうことを言っていけば、今度は逆にまた予算措置も必要になってくるといようなことになってきますので、ぜひ道路の補修、計画的に進めていく上でも、やはり予算がなければ進めていけない。先ほどの質問とちょっと相反する面もございませけれども、ある程度補修・改修等に要する費用の予算の増加も必要ではないかなというふうに考えますので、その点についても十分検討の上、維持管理に当たっていただければなというふうに思います。これで、3項目めの質問は終わらせていただきます。

4項目めでございますが、町長は、ハブ・ア・ドリームと、こう言っておりますけれども、私、町長に最優先ということでお聞きしたかったんですけれども、私は、町長のほうから何回か橋をかけるという話が出ておりますけれども、私は旧両町の融和を促進する意味でも、やはり今1本しかない橋をもう1本かけていただくと、そこに町長のハブ・ア・ドリームじゃないですけれども、そこに重点的に当たっていただきたいなというふうに考えておるんです。

これは、当然過去の町議会でも全員一致で県に要望を提出している事項でもあります。これについて、やはりこれは国・県の強い支援がなければ実現できないものでもありますし、またそう簡単にできるものではないというふうに私も認識しておりますが、やはりその土台を町長につくっていただければありがたいなというふうに感じておりますので、その点についてお伺いいたします。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） お答えいたします。

ハブ・ア・ドリームですけれども、この橋が単なる夢の橋になってしまったのではどうしようもない、私もそう思っております。それと、新那珂橋を落としたということで、旧小川、旧馬頭を結ぶ橋は現在の若鮎大橋 1 本しかございません。当然、ループを組む意味でも 2 本は必要だ、安心・安全のためにも必要。ただ、それだけでは説得力が薄いと思います。落としてしまった新那珂橋の場所に新たにかけるということでは理解が得られないと思います、国・県の。それには、先ほど来出ていますバイパスをつくっていただいた、さらにそのバイパスを吉田バイパス、つなげて 294 にする、そういう計画がもう着々と進んでいますので、若鮎大橋と新那珂橋の間は非常に近いということで、難しいと思います。

そして、新たな橋というのは、橋の必要性がないといけないと思うんです。交流人口の増加、あるいは観光発展のため、それから工業の発展、そういうのを総合して国道 461 とか 293、294、全部総合してこの橋が絶対必要だ、こういう理由づけをして、それと何よりも地域の住民、橋には両側あります。その両側の地域の方々が本当に私たちも必要なんだよ、それが町全体に必要なだ、そういう声を上げていただきまして、その声をバックに私が国あるいは県に要望活動をしてまいりたい、そう思っております。

議長（大田市美君） 佐藤信親君。

〔 1 番 佐藤信親君登壇 〕

1 番（佐藤信親君） 今、町長の答弁を聞いておりまして、なるほどなというふうに私も感じておりますけれども、やはり両町の隔たりというのは、橋 1 本であるということが物すごく大きいのではないかなと。私は、もう 1 本橋がかかることによって、この那珂川町が循環型の道路整備ができてくるのではないかなというふうに考えております。当然、議会としてもその決議をしたときは、その必要性というのがあったがために、やはり要望事項を全会一致で決議したと思うんです。確かに地域住民の声も必要でありますけれども、町全体を考えた橋の必要性というのも私は大切ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひともこれを町長に早急にやれということではなくて、夢の実現のためにその土台づくりを今からでも取り組んでいただければなというふうに考えております。

私も、その橋がかかることによって、やはりそういう、かかるというその夢を町民に与えることだけでも、私は那珂川町に住んでみたい、住みたい、このまま住みたいというふうな形になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも新橋というか、新しい橋をかけるように、何年先になるかわかりませんが、ご努力願いたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大田市美君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

議長（大田市美君） 再開します。

益子明美君

議長（大田市美君） 5番、益子明美さんの質問を許可します。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 5番、益子明美です。通告書に基づき一般質問を行います。

まず初めに、福島町長、新町長就任まことにおめでとうございます。地方自治の本旨に基づき町政運営に当たられることを期待いたします。

それでは、質問をさせていただきます。

11月18日の臨時議会において、福島町長は所信を述べられました。選挙公約でもある働く喜びが実感できる町、我が子の笑顔あふれる町、年老いても安心して充実した生活が実感できる町を実現するための政策、あるいは考え方を細かく述べられていました。私は、その中で3点に絞って所信をお伺いいたします。

町長は、所信表明の中で人口減少をいかに食いとめるか、また、教育、福祉、産業の活性化を課題に挙げ、積極的に取り組むと述べられていました。今早急に対応すべき課題は何なのか、優先すべき事業はどのようなものになるのか、そのお考えをお伺いいたします。

次に、町長は、元気で明るいまちづくりの達成のためには、住民合意の政策を達成していくと述べられていたと理解しましたが、どのような指標で住民合意を捉えるのか、また、住

民合意は一体どこで図られるのか、お伺いいたします。

町長は、所信表明で馬頭最終処分場の建設に触れ、施設の安全性を最優先に最新施設をつくることを明言されていました。原発事故を見ても明らかなように、人間のつくったものに100%安全なものはありません。安全性を考えるのなら、候補地の選定をやり直すように県に進言すべきであります。そして、リスクと危険性があるものとして処分場を捉え直すことから始めるべきでしょう。

また、住民合意という点からいえば、周辺地域の小口・小砂・和見行政区とは正式に住民合意を結んでおりません。町長が所信で述べられた住民合意は、この処分場問題ではどのように図られるのか、住民合意をとらないまま進めることに町長は何もお感じにならないのか、お伺いいたします。

2番目として、適応指導教室のあり方についてお伺いいたします。

11月13日、教育民生常任委員会では、高根沢町のフリースペースひよこの家と那須烏山市にあるレインボーハウスを視察調査いたしました。どちらとも、さまざまな理由で学校に通えない児童生徒を援助するための施設であります。その視察調査の目的は、那珂川町が那須烏山市と共同で運営している適応指導教室レインボーハウスの運営状況を把握するためあります。学校へ通えない児童生徒は増加傾向にあるのに、なぜ那珂川町からの利用者が少ないのか調査してまいりました。

そこで伺います。

今まで適応指導教室レインボーハウスに町はどのようにかかわってきたのでしょうか。また、利用者が少ない現状をどのように考えているのか、お伺いいたします。

レインボーハウスの施設老朽化は激しく、利用されない原因の一つとも考えられますが、今後、町の対応と考え方をお伺いいたします。

高根沢町が運営しているひよこの家は、常時15人から20人の児童生徒が利用していますが、そのうち町外から2人から3人程度の子供が来ていると聞きました。利用者が多い背景には、運営組織が確立されていること、保護者、在籍校との連携が密に行われていること、教師以外のさまざまなジャンルの大人とのかかわりがあること、カウンセラーの配置とスクールソーシャルワーカーが配置されていることが大きな要因であると思えます。

那珂川町でも、保護者や在籍校との連携を密にしたり、不登校に至るまでのさまざまな原因、いじめ、体罰、児童虐待などの課題に密に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの導入を検討すべきであると思えますが、町の考え方をお伺いいたします。

次に、民生委員児童委員協議会についてお伺いいたします。

民生委員児童委員は、少子・高齢化、核家族が進行した現在、高齢者のみの世帯の生活を支えるなどの活動に加え、各種サービスの給付要件に該当しないなどの制度の谷間にあるニーズや、ひきこもりや孤独死といった社会で見えにくい問題への対応まで、地域の多種多様なニーズに行政や社会福祉協議会と連携し協力していくという重要な役割を担っている方々であります。その活動の重要性については、行政において十分認識されていると思いますが、改めて町の考え方を伺いいたします。

このような地域福祉活動の核をなす民生委員児童委員の協議会ではありますが、近年、その活動が委員頼りになっているのではないかと指摘があります。町として、協議会についてどのように考えているか伺いいたします。

協議会の発展と委員の皆さんの研さんのためには、町は積極的に取り組む必要があると考えますが、現状の予算では厳しいことから、協議会から町交付金の増額が要望されていると聞いています。町はどのように考えているか伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） それでは、益子議員の質問にお答えいたします。私からは、1番目と3番目につきましてお答えいたしたいと思います。

まず、1項目めの優先的に進める事業についての1点目は、働く喜びを実感できる町にあります。

人口減少を食い止め、活力ある町の源である人の定住化を促進するためには、雇用の場が不可欠であります。那珂川町は地理的に不利な状況下にあります。私が先頭に立って、企業立地促進条例をアピールし、積極的に企業誘致活動を行ってまいりたいと思います。また、企業誘致に頼るだけでなく、新たな産業が興せるよう、地域資源を活用した6次産業化の支援を模索してまいりたいと考えております。

2点目は、我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町にであります。

子ども・子育て会議を開催し、幼児教育と保育、地域子供の子育て支援を総合的に推進いたします。特に、認定こども園等の施設を整備し、幼児教育、保育内容を充実させてまいります。また、子供・子育て支援の人材育成を図り、安心して子育てができる環境を構築してまいりたいと考えております。

3点目は、年老いても安心して充実した生活が実感できる町にであります。

乳児から高齢者まで一貫した健康管理、保健、福祉、介護など生涯を通して健康で明るく暮らせるよう、健康づくりや福祉サービスの一層の向上を目指してまいります。まず、公約とも言える訪問看護に取り組むとともに、地域見守りなど地域での支え合い、助け合いの組織づくりを確立させるための事業を推進してまいりたいと思っております。さらに、高齢者の知恵と経験を生かし、まちづくりや教育などの現場で活躍してもらう場を設け、健康づくりや介護予防事業、シルバースポーツの推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、2項目めの住民合意の行政であります。3本の柱の政策をお話しいたしましたが、これらの政策を展開するに当たり、私の信条でもある「皆さんの声が私の知恵袋」、これを旗印に、さまざまな機会で町民の意見をお聞きし、それらを町政に反映させる行政、これを実施したいと考えております。

また、地域の特性を生かしたまちづくりなど、行政と住民、さらには企業や学校とが連携した協働のまちづくりを推進してまいります。特に、地域の皆さんのやる気を尊重し、応援したいと思っております。そして、子供からお年寄りまで町民みんなで那珂川町をもっと明るく、もっと元気にし、魅力ある町となることを目指し、誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3の県営馬頭処分場建設の住民合意についてのご質問ですが、今までも必要に応じて町民説明会を開催し、町民の皆様からご意見等をいただき、進めてまいりました。また、議会からも処分場建設促進に関する決議を可決していただいていることから、住民の理解が得られていると考えておりますが、事業主体である県に最新の技術での最終処分場とするよう働きかけをするとともに、今後も事業の進捗状況に応じて皆様のご理解が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

また、処分場建設に関する私の考えとしましては、北沢地区の不法投棄物は町の大きな課題でありますことから、一日も早い解決を図るため、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

益子議員の質問の3項目め、民生委員児童委員協議会の件についてでございますが、お答えをする前に、まず、日ごろから地域福祉の向上のため、ボランティアとして活動していただいております各地区の民生委員児童委員の皆様、そして民生委員児童委員協議会に対しまして、この場をおかりいたしまして、深く感謝の意を表したいと思っております。まことにありがとうございます。

町といたしましても、民生委員児童委員協議会の活動を強化することにより各委員の資質の向上を図ることは、重要課題であると捉えております。このことは、私の掲げた3本の柱の政策実現には、研修を含めた活動内容の充実が不可欠でありますので、極めて厳しい財政状況下ではありますが、平成26年度予算編成におきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

個別の質問につきましては、担当課長から説明させます。

以上でございます。

議長（大金市美君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

では、私のほうから2項目めの適応指導教室のあり方の質問にお答えをします。

1点目の不登校児童生徒に対する町としてのかかわりについてということについてですが、適応指導教室レインボーハウスは、先ほど議員がおっしゃいましたように、学校に行きたいんだけども行けない、クラスに入りたいんだけども入れない、そんな子供たちを一人一人に合わせて支援していく施設で、現在、那珂川町からの通室あるいは支援を受けている児童生徒は4名おります。そのうち、小学生1名は通室しておりますが、残り、中学生3名は通室は、いわゆる登校ですね、少なく、電話相談あるいは家庭訪問を受けている状況です。

不登校といっても原因や状態がさまざまですので、状態に合わせて学校やスクールカウンセラー、教育事務所、レインボーハウス等が家庭訪問をして、家庭の安定と関係機関へつなぐ努力をしたり、登校準備の目的でレインボーハウスの利用を勧めたりしています。

また、町としましては、要保護児童対策協議会において不登校についてもケース管理をしておりますので、レインボーハウス通室利用者についても各学校、教育委員会、児童相談所、教育事務所、レインボーハウス、健康福祉課等、関係機関が情報を共有し、どうかかわったらいいか、かかわり方を検討するなど、連携して取り組んでおります。

次に、レインボーハウス利用が少ないということについてですが、不登校傾向の児童生徒は、欠席が多いながらも登校できているケースがあり、レインボーハウス利用につながらないことがまず1点としてあります。次に、レインボーハウス利用に当たりましては、小学生は保護者による送迎が必要で、中学生は自転車通学も可ですが、当町は通学距離があり、自転車通学が困難な点も利用の少ない理由の一つと考えております。欠席が長期にわたる児童生徒がレインボーハウスを利用して学校復帰につながった例もありますので、効果が期待さ

れ、勧めておりますが、通室に当たっては最終的には本人及び家族の判断によるものでありますので、関係者の努力のようにはなかなかいけないのが現状です。

2点目のレインボーハウスの老朽化についてですが、現在の施設は昭和40年代に烏山宮原地区に児童館として建設されたもので、その後、平成6年4月に適応指導教室として南那須4町で運営してきたところです。建物本体は築40年以上たっており、老朽化しておりますが、利用者が少ないことは施設が古いからだという要因ではないと把握しております。

今後、施設の老朽化対策につきましては、那須烏山市と協議をしながら検討していきたいと考えております。

3点目のスクールソーシャルワーカーを導入するべきではという点にお答えする前に、議員からお話がありましたように、体罰が原因でレインボーハウスに行っていないと、そういうレインボーハウスを利用していないということはありませんので、私ども把握しておりませんので、ご理解をいただいております。

現在、各学校は、県や児童相談所や教育事務所のスクールソーシャルワーカー及び町健康福祉課の保健師と連携して、本人及び家庭の支援に当たっております。また、学校内では、スクールカウンセラー、担任、学年主任、校長、教頭を初め、教育相談係や特別支援教育コーディネーターが連携して、本人及び家庭の支援に当たっております。現在のニーズとしては、スクールカウンセラーの必要性が増しているところですので、今年度から町単独で配置しているスクールカウンセラーの活用の充実を図り、対応していきたいと考えております。そういう点から、現時点ではスクールソーシャルワーカーの導入は考えておりません。

以上です。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 益子議員の質問の3項目め、民生委員児童委員協議会の件についての1点目の民生委員児童委員協議会の活動についてであります。民生委員児童委員協議会は、民生委員法第20条に基づいて、区域ごとに定めている法定の単位協議会でありまして、那珂川町の場合は、町全体で1つの協議会を組織しております。

民生委員は児童委員を兼務しており、民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織することとされていることから、双方の協議会を兼ねており、民生委員児童委員協議会と呼ばれております。

協議会は、委員が協力することにより、その職務をより機能的、効果的に遂行し、互いに向上することを促進するために組織する団体であるとされており、本町の協議会については、

健康福祉課が事務局となり、毎月1回の定例会を開催し情報交換等を行うとともに、研修会や先進地視察等を実施して、委員の職務遂行能力の向上に努めております。また、福祉まつりなどのイベント等にも積極的に参加し、民生委員児童委員活動の普及・啓発活動を行っております。

なお、厚生労働大臣から委嘱される民生委員児童委員については、議員もご承知のとおり、社会奉仕の精神を持って法律問題や医療・保健・住宅問題等についての相談や支援等、文字どおり地域の世話役として、行政機関との連携のもと自主的に活動しているところでありますので、協議会においても自主活動を中心としての事業を行っているところでございます。

以上です。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 再質問させていただきます。

まず初めに、福島町長の所信の関係ですけれども、何が那珂川町が一番抱えている問題か、それに対してどう対応するのが、町長として次の任期まで4年間しかないのですから、早急に対応しなくてはならないということはどういうことなのでしょうかということでお聞きしたつもりなんです。その3つの働く喜びが実感できる町と、我が子の笑顔あふれる町、年老いても安心して充実した生活ができる町からの1つずつ政策を述べていただいたと思いますが、1つには、人の定住化、要するに人口減少が解消するには、那珂川町から人が出ていかないこと、または人が入ってくることが大事であるということは認識されているということで、雇用の場の確保、企業立地・誘致活動など、または新たな産業の創出に積極的に取り組んでいかれるということをおっしゃられました。

このことに関しては、働く場所がないから定住できないというのも1つありますが、新たに外から人を呼び込むためにはどうしたらいいのかということの視点がもう少し踏み込んでいただければいいのかなというふうに思いますが、例えば、新たな産業に関して、町の中で町の人たちがやっている産業を結びつけて6次化にしていくというのも1つでしょうが、町外からの参入者を積極的に誘致するというお考えはないのかお伺いいたします。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 町外からの参入者ということですが、町外からこの町に来て新たな産業を興す、そういう意味だと思うんですが、それも積極的にやってまいりたい。町外から来てくださる方がどういう情報でこの町を選んでくださるか。昨日も答弁の中で申し上げまし

たが、企業立地促進条例、これはアピールいたしますが、昨日答弁しましたように、企業、来てくださる方、この方に橋渡しをした方にも報奨金をあげたいとか、そういう方法も考えてまいりたい、そのように考えております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 例えば、那珂川町でとれる地場産の野菜または水産物、アユとかですね、いろんなものがあると思いますけれども、そういったものを加工して6次産業につなげていく新たな企業を起こす人が、それは企業じゃなくて個人であっても、そういうことをしたいという若い人がたくさんいると思うんです、日本全国には。そういうことを求めて各地からいろんな人がその地域に入り込んでいるという実例がありますので、そういう人を呼び込むために、起業する人たちにこういう保証金制度がありますよとか、起業する人たちに対して何らかの優遇措置をしますよといった、新たな外から入ってくる起業をする人たちに対しての補助というんですか、そういうことはお考えになりませんか。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 当然考えてまいりたいと思いますが、企業立地促進条例のほかに、私は企業誘致の推進条例みたいなものをできればつくりたい、そう思っています。その中には、先ほども申し上げました橋渡しをする人、そのほかに地場産物を使う企業、これに対して何らかの優遇あるいは助成の制度、こういうのをできれば考えていきたい、そう思っています。それをこれからまだ私1カ月ですが、実現させるために、担当課あるいは庁内でその実現に向かって諮っていきたいと思います。そして、そういうものが実現できれば、この町にはどういったいいものがあるんだよ、これを町外、全国に発信していかなければならないと思います。そのためには、町のホームページもありますが、いろんなメディアを使ってやってまいりたい、そう思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ぜひそういった形でやっていただければと思います。

それから、我が子の笑顔あふれる町の中で、認定こども園の話が出ましたよね。幼児教育、保育環境の整備に当たらなくてはならないと。子育て支援が人の定住にとって大きな要因になってくるということを考えられていると思うんですが、この新たな認定こども園に関して、まだ国の政策ということを見ると町の方針というのをまずしっかり考えていかななくては

けないと思うんですが、若い子育てをしているお母さんたちの選択肢として、やはり本当に充実した保育園の保育制度、または幼稚園の教育環境というのを望む声がすごくあるという現実があると思うんですが、その認定こども園、那珂川町は全て保育園も幼稚園も町営、町がやっておりますよね。民間活力ということで公設民営などを考えていくというお考えはないかどうかお伺いします。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 益子議員のご質問ですが、認定こども園には幾つかのタイプがあると考えております。幼稚園型、あるいは保育園型、あるいは両方の連携型と、そういういろんなタイプがあると思いますが、そういうものを先ほど申し上げました子ども・子育て会議、その中で皆さんにご検討いただいて、それをもとに町としても考えてまいりたいと思っております。

それから、行財政改革の中でとも連携しますが、民間委託とか、そういう面もいろいろ研究してまいりたいと思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） それでは、子ども・子育て会議の中で民間活用も含めて、町営だけではなく考えていくということによろしいですかね。ぜひ十分な検討をいただきたいと思えます。

それから、年老いても安心して充実した生活が実感できる町の中で一貫した健康管理、乳児からお年寄りの方までということで一貫した健康管理を挙げておりますが、管理をどのようなシステム化というのかな、していくお考えなのか、まず1点お伺いいたします。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） どのようなシステム化と申しましても、現在までやっているシステム、これを再検証いたしまして、担当と相談、あるいは関係者と相談して構築してまいりたいと思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 乳幼児のころからずっと学童期、そして成人してここで生涯を終えるまで、健康管理が本当に一貫して行われるのであれば、本当によりよいことかなというふうに思いますので、現在までしているシステムを検証して、よりよいものにしていただきたい

と思います。

それから、公約の中に訪問看護ステーションの設置に取り組むということ盛り込んでいただいたようですが、町長としては、この訪問看護ステーションの設置、具体化させるにはどういったことが必要で、今後取り組んでいく必要があるというふうにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） どのようなことが必要かと申し上げますと、まず、この訪問看護システムにつきまして、町民のご理解をいただく。これがまず最優先の課題であると思います。それと、実際に訪問看護をしてくださる事業者と申しますか、人的な資源、そういうのが最も必要であると考えております。看護師さん、あるいは医療機関、お医者さん、それから理学療法士とか、そういう方々のご理解がないと、ここでは、過疎に近いこの町ではなかなか難しい事業であると考えております。

そういう面を、厚生労働省でもこれから機能強化型訪問看護、これを充実させるような、来年度からそのようなお話がありますので、今までの訪問介護じゃなくて、一步踏み込んだ訪問看護、看護師さんがお医者さんの指示のもとに訪問して、床ずれも起きないような看護ができる、そして最後にはみとりまでできる、このようなことを住民にご理解いただいて、それで人材を集めてやらなければならない、そう思っております。そのためには、看護協会とかいろいろな機関にご相談申し上げまして、実現させてまいりたいと考えております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 訪問看護と介護をあわせた在宅医療の充実に前向きに取り組んでいただくというご答弁なので、ぜひ実現していただきたいと思うんですが、1点、町民の理解をいただく場を設けていくということですが、具体的にどういったことをされるおつもりなのか、お伺いいたします。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 議員から今、場を設けるという話がありましたが、私は、最初に町民に理解していただくために広報活動、国の行政機関でもこの訪問看護につきましての啓発チラシ等があると思いますので、それを早く取り入れて、町でも配布したい。それから、町内のいろんな会合、まずはこちらの民生委員、これに関する行政機関の役目の方として民生委員さんとかにもご理解いただく。あるいは行政区、そういう単位での啓発も考えていきたい、

そう思っております。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ぜひ早急に啓発活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

それから、2点目の住民合意の形成の点ですが、「皆さんの声が私の知恵袋」をキャッチフレーズとして町長は選挙で当選されたわけなんですけれども、町民の意見を町政に反映していくことが住民合意であるというふうな捉え方を今町長の答弁からさせていただいたわけなんです、じゃ町民の意見というのは一体どこで聞くのか。それはどのようにお考えになっているかお伺いします。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 私は個人的に聞くのも町民の意見、それから、いろんな団体から上がってくるのも町民の意見、議会で上がってくるのも町民の意見、それから町の各課から上がってくるのも町民の意見、それはどの団体から上がってきても、いろんな方々、その団体の下部組織にいる方々からの意見、そういうものが意見として私に上がってきます。こういう意見をもとに、私がそれを自分なりに解釈して、自分なりの考えとして調整に当たってまいります、そう思っております。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） さまざまな形で意見を聞くということなんです、その選択をするのは最終的に町長ということになりますよね。何を取り入れて何を取り入れない。公平性と公共性というのはどこで担保されるのかなというふうに思いますので、その辺は、町長としては意見はたくさん聞くけれども、最終的な判断は町長判断に委ねられるというふうな形で捉えていいのか。それとも、しっかりとした大きな事業に関しては住民の意見を聞く場を設けていくお考えがあるのか。お伺いいたします。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） これから企画する、始める大きな事業につきましては、私は町民の意見を取り入れる。大きな事業というのは、当然議会のご理解も必要でございます。それで、議会の方々にご理解をいただくために、町はほとんど企画を決めてしまって、こういうことをやりたいから議員の皆さんご理解ください、変える選択肢がないような状況でのご理解の求め方、これはできる限り避けたいと思っております。それをどのようなことでやるか、こ

れを今から本当に真剣に考えてまいりたいと思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） これからすべき大きな事業に関してはということがありましたけれども、まさに処分場はまだできていないんですね。事業計画区域も変わって、設計も変わってきます。新たな視点に立って住民に説明する必要があるわけですよ。県が主催した説明会はもちろんあったわけですがけれども、決してそれでは十分ではないというふうに私は思っていますので、次に県主催で説明会があるのは来年の7月の基本設計のときまでないわけですよ。その間、新町長として、町長は一体処分場についてどういうふうに考えているのか。地域住民の皆さんの意見をどういうふうに聞いてきたのか、聞くのかということを示さなくてはならない場に立っていると思います。そのことについてまずどう思うのか、お伺いいたします。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 処分場につきましては、私自身の考えの中では、これから新たな事業という認識ではなくて、もう20年前の廃棄物、それを処理する。10年前に処理の方法も県から示されている。それと町からも基本協定書、これが出されている。議会でも決議をなされている。そういうことで、新たな事業という認識は私の中ではございません。

私は、この処分場に関しては、これからどうしよう、それしか考えておりませんので、白紙に戻すとか、そういう考えはございません。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 町長が白紙に戻す考えがないというのは、選挙のときから町民は知っていたかどうかよくわかりませんが、これから本当に基本設計がなされて、事業が実施されようとしている今、先ほどから住民の意見を聞いて町政に反映していくということをおっしゃっていますし、新たな建設計画の中で、当初の計画から10年以上過ぎているんですから、本当に安全性の高い最新のものを要求していくというようなお話もされているわけですから、3大字の小口、小砂、和見の住民の皆さんにぜひ町長が出向いて、主催で考え方を聞くという機会を設けていただいたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 処分場につきましては、事業主体が県であります。県がこれから示し

てくる段階ごとに説明会等が催されると思います。その中で、私に意見を求められれば意見を申し上げたい、そう思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 事業主体は県でありますという言い方は、とても町民にとっては、じゃ全部県任せでいいのかと、町は責任がないのかという話になってしまいます。町が少なくとも要請しているんですよね、町につくってくださいと。それがもとでこういった処分場計画が立っているわけですから、町長が代々かわってきても、町が要請しているという上での設置ですから、その責任というのは町長にあるものというふうに認識していただかねばならないと思いますが、その辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

議長（大安市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） そのとおりでございます、私はもうできる、つくることを前提に進んでまいりたいと思いますので、その処分の方法とか、当然、年々最新の方法が考えられる。それを一番新しいもの、一番安全と考えられるもの、これを県には要望していきたい、そう思っております。

議長（大安市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） この件に関してずっと話していると時間がなくなってしまうんですが、町民の意見が私の知恵袋、町民の意見を聞いて事業を実施していきたいというふうな姿勢でいらっしゃる町長ですから、ぜひ県が次に町民説明会をする前に、小口、小砂、和見の行政区の皆さんとは、町長みずからが主催してお話し合いを持たれるべきであると進言いたしまして、この問題については終わらせていただきます。

続きまして、適応指導教室のあり方についてですが、教育長はちょっと誤解されているようなので、訂正しておきたいと思いますが、訂正というか誤解を解きたいと思いますが、体罰でレインボーハウスに通っていない子はいないみたいな発言をされていましたが、不登校に至るまでのさまざまな原因として、いじめ、体罰、児童虐待などがあるという一般論を言っているわけですので、誤解なされないようによろしくお願いいたします。

ここの那珂川町にさまざまな問題で不登校になっている子供たちが、しっかりと適応指導教室として設置されている場所に行かれないのはどうしてなのかということを問題として質問しているわけなんですね。町としても、予算として百七十何万の予算が年間そこにつき込

まれているわけですよ。ひきこもりになってしまわないように、学校にも行けない、だけれどもひきこもりにならないために、どこかそういったきちんとした指導教室で学校復帰、そういったものを実現させるために、このレインボーハウスがあるわけですよ。そこにどうして通えていないのかということの理由として、1つに遠い。烏山にありますよね。烏山にあることで通えないという現実があるということがあります。送迎しなくてはならない、または自転車通学が困難ということがあるので、そういった適応指導教室のあり方がじゃ那珂川町にふさわしいのか。本当に那珂川町の子供たちのためになっているのかということをお伺いしたかったわけなんです。

今、視察したときにとっても老朽化をしているので新たな場所の検討に入りたいということをお話して、それを那須烏山市では言っていました。そういったときに、町はまた新たな場所と一緒に選択していくのか、それとも那珂川町は那珂川町の中に本当に町の子供たちが利用しやすいそういったものをつくっていくのか、多分選択に迫られると思うんですが、そういったところで、私はできればこれは町の中につくって、本当に対応できるような、子供たちがそこに通えるような、ひきこもりの子が一人もいなくなるような体制をつくらなくてはならないというふうに思いますので、教育長はどういうふうにお考えになっているかお伺いいたします。

議長（大金市美君） 教育長。

教育長（小川成一君） 今お話がありました最初の体罰の件ですけれども、体罰によって不登校になっているという子はいませんということをお話したかったということです。まず1点ですね。

それから、これは那須烏山市と共同でやっていますよね。それから、このレインボーハウスだけ県から補助金をいただいております。そういうことで、やっぱり今選択が迫られるということですが、まさにそのとおりで、さてどこへ建て直すということを考えると、やっぱり相談をしていかなければ、協議をしていかなければならないなという感じはあります。考えを持っています。

それは、今、不登校児童生徒数の増加とか、それから特別に支援を要する子供たちの急増ですね。それから、いじめが起こってしまったときの対応から、あるいは保護者、親、いわゆる地域の方たちから、教育委員会ばかりでなく学校へいろいろな要望、苦情が行きます。そういうのを学校側の先生方が対応していたのでは大変だなという感じは持っています。これは本来そういうことも教師の仕事ですけれども、いろいろほかに学力づくり、体力づくり、心づくり、いろいろやらなくてはならないということで、実際にはそういう専門の先生にこ

ういう子供たちが出たときにはつなぐと。そういうスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーのように専門の知識や技術を持っている方につなぐというものが一番、それが近いところであればいいとは思いますが、この施設の場所をどうするか、これはかなり人件費、あるいは運営費もかかるわけで、その辺のことも考えなくてはなりませんので、今ここでは、じゃ那珂川町へどうこうということは言えませんが、そういう時期になりましたら、関係機関と相談して対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（大田市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 行政のそういった事業の評価として、これが、適応指導教室が当てはまるかどうか分からないんですが、やっぱり予算をかけているのに利用されていないという現実があるということが1点と、レインボーハウスの運営の仕方自体が、現在の、今のこういう世の中の主流に合っていないのではないかというふうに考えるところがあります。それは、ひよこの家を見てきてすごく感じたんですね。とてもたくさんの大人の手、大人の関与があります。さまざまな社会人の方、それから大学生の学生さん、そして時には町長までが出向いていろいろお話をされるそうです。

このレインボーハウスのほうは、担当の先生が3名いて、とても熱心に対応してくださっているという現実をよくわかっています。しかし、そのあり方が今の不登校の子供たちの対応に合ってきていないのではないかとということをしっかり調査していただきたいというふうに思います。

その高根沢が運営しているひよこの家は1,000万近く運営費がかかっていますが、それでもそこに居場所があってたくさんの子供たちが来ていて、本当に家ではない、それでも学校にも行けない、ほかに居場所があるということが、本当にその子供たちの救いになっているんですね。ですから、その救いが自立に結びついていくということにつながっているんで、多分ひよこの家は教育長ごらんになっていると思いますけれども、そういった運営方法の手段の違いもいろいろ加味していただいて、次に適応指導教室をどうするかということになった場合、その辺もしっかり考えていただければなというふうに思いますが、レインボーハウスが現状の不登校の子供たちの適応指導教室として合っていないのではないかというような感覚というのは、教育長はいかがでしょう。お持ちでしょうか。

議長（大田市美君） 教育長。

教育長（小川成一君） 運営の仕方は、レインボーハウスは一応学校に復帰させるという最終的な目的があります。ひよこの家はそれが全くありません。もう学校には戻すという感はずゼロで運営をしていますね。お聞きしますと、自然と学校へ戻っていくという話です。

というのは、今議員おっしゃいましたように、いろいろなあれですね、おじいちゃんとかいろいろな人たちとかかわるということが、やっぱりああいう子たちには大切なんだと思うんです。特に今、皆さんご存じかと思えますけれども、コミュニケーション能力が非常に今の子供たちは不足していますので、大人になって人間関係でトラブルが起きるとするのは、もうこれは人生の中では当然あることで、それを調整する、解決する、そういう力が今の子供たちは子供同士で余り見られないということで、そのひよこの家なんかはいろいろな人間と接しながら子供たちが学んでいくという、人間関係づくりを。そういう結果がきっと自然と学校へ戻っていくんだというお話ですけれども、そんな運営の仕方もやっぱり議員おっしゃるように考えていかなければならないかなと思っています。

私も、こういう適応指導教室は今まで何カ所も見てきました。鹿沼、宇都宮、真岡、当時の、昔の二宮町ですね。そういう人たちの例えば勉強するのに全部仕切ってやるとか、畳の部屋があって、あそこにもありますけれども、今はもうなくなりましたか、レインボーハウスに。そういうところでみんなでお弁当を食べながら話し合うとか、そういう場所、あるいはその運営の仕方も今後考えていく必要があるかもしれません。その辺は、運営委員会というのがありますので、レインボーハウスは年に2回行っていますので、その辺の中でお話をしていければと思っています。

以上です。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ぜひこのレインボーハウスの運営に関して、またもし新たに設置を検討する機会が近々多分来るのではないかなというふうに私は思っているんですけども、そういう機会になりましたら、ぜひ先進的な事例をもとに、子供たちが本当は学校に復帰してほしいわけですよ、でも復帰するためのプロセスというのは本当さまざまあるんだなということ踏まえて、子供たちがまず利用できるような体制と、自立し復帰していけるような体制をとっていただくようお願いして、この質問は終わります。

それから、民生委員児童委員の協議会についてですが、最初に町長のほうから26年度予算に前向きに検討していただくというお話をいただいているので、ご理解いただいているのか

なというふうに思います。本当に、近年、社会状況の変化によって民生委員児童委員さんの活動が本当に多岐にわたっているということがあるのと、また今年度新たに民生委員さんになられた方が大分多いですね。半分近くいらっしゃるということは、やっぱりそういった方々の研修、研さんに予算をつぎ込まないと、こういった地域社会を行政とともに守り、担っていく方たちのことですから、しっかり研修していただければなというふうに思います。

そういったことも踏まえて、現在町では交付金を30万出してありますが、これがほとんど県やいろんなところ、団体への負担金で消えているという実態がありますよね。そういうことを理解していただいて、ぜひ予算に加えていただければと思いますが、その内容について、事業の内容について、またはこれからの協議会の事業について何か町長のほうからお考えがあったらお伺いしたいと思います。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 先日、民生委員さんの委嘱状交付式というのがございまして、私の初めての大きな事業として行ってまいりました。その中で、益子議員おっしゃられましたように、半数近くがかわるということで、25名だったですか、これまで長年やってこられた民生委員さん方に感謝状の交付があったわけです。その種類を見て、厚生労働大臣、県知事、町長、そして社会福祉協議会長、それぞれから各これまでご尽力くださった民生委員さん方に感謝状が贈呈されたわけです。その中で民生委員さんの活動が非常に多岐にわたって大変である、そしてこれから少子・高齢化に向かってますます民生委員さんの仕事がふえていく、こういうことも私も改めて認識させていただきました。

民生委員さんの数も1人当たりの人口といいますが、それが多過ぎる地区がありまして増員された、こういう経緯もございまして、これも含めて、それから活動費、これも民生委員さん方が今までいろんな調査研究とか行かれるときに手弁当で行かれていた、こういうことも存じ上げています。それを踏まえて、もう新年度の予算にそれこそ最優先で取り組んでまいりたい、そのように思っております。

議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 町長から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。もう誰もがこの住みなれた那珂川町という地域で安心して暮らしていくために、地域福祉の核をなす民生委員児童委員協議会でありますので、ぜひ皆様のご理解とともによろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（大田市美君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終了します。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

議長（大田市美君） 再開いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大田市美君） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております渡邊恵子氏は、来年3月31日をもって現在の任期が満了となります。

同氏は、平成23年4月1日から1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、地域におきましても人望が厚く、人格識見ともに申し分のない方であることから、引き続き人権擁護委員にお願いしたいと考えております。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりますことから、ご提案申し上げ、議会のご意見をいただきました上は、法務省にご推薦申し上げたい

と考えております。

なお、参考までに現在当町の人権擁護委員は高林和男氏、長山宣弘氏、堀江喜代美氏、藤田悦子氏、石川周一氏、薄井秀雄氏と、今回お願いいたします渡邊恵子氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 日程第3、議案第2号 平成26年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 平成26年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町においては行財政改革推進計画を進めておりますが、町長、副町長及び教育長の給与についても総合的に勘案し、措置したいと考えております。つきましては、町長については月額10%、副町長、教育長の給与については月額5%を平成26年1月から1年間減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫議員。

2番（益子輝夫君） 減額それぞれ10%、5%にするということなのですが、その根拠をより詳しく教えていただきたいのと、その減額によって生じる金額を教えていただきたいというふうに思います。

議長（大金市美君） 町長。

町長（福島泰夫君） 根拠でございますが、前任者は30%でございました。これは、私は議員の当時から30%は異常な減額である、そう考えておりました。そこで、私が考えますに、10%、これが妥当であると考えまして、そのようにご提案申し上げます。

効果にかかわる金額については担当から申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子実君） それでは、減額された後の金額を申し上げます。

町長につきましては72万円を64万8,000円、副町長につきましては5%減額で58万5,000円を55万5,750円、教育長につきましては同じく53万5,000円を50万8,250円であります。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成26年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大田市美君） 日程第4、議案第3号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第4号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について及び議案第4号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

ことし6月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次の地方分権一括法が公布され、同法において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、文言の整合を図るため、関係条例を改正するものであります。

議案第3号については、修学部分休業の期間を修学に必要なと認められる期間に、議案第4号については条例で定める期間5年から、高年齢として定める年齢を55歳とするものです。

なお、制度につきましては従来と変わりありません。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

石田彬良君。

11番（石田彬良君） 何点が質疑いたしたいと思います。

まず、議案第3号でございますけれども、現在、向学心に燃える職員がいるということは、非常に心強いことだと思っております。その中で、現在、修学部分休業している職員の人数がいればお知らせいただきたいと思います。そして、その人たちがどこの学校で何人通学しているのか。それと、来年4月からの修学の希望予定は何人かいるのか。それから、そういうことで本来の職務に影響はないのか。以上4点をお聞きいたしたいと思います。

それと、議案第4号の高齢者部分休業でございますけれども、年間で1人当たり休業できる日数ですね。何日ぐらいあるのか。そして、現在その該当者は何人か。高齢者といいます、要するに55歳以上の高齢者職員の減額分は、大体1人どのくらいの減額になるのかお聞きいたします。

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 議案第3号及び議案第4号、これはともに国家公務員、さらには地方公務員の制度としてできた制度であります。したがって、その上位法が変わったことによる今回は文言の修正であります。ただ、この制度を利用してこれを使っている職員はありません。なお、全国的にもこの制度で使われている例はかなり少ないようであります。

なお、これを適用する場合には、この期間、職務に支障がないということが原則であります。さらに、その期間は給与を減額となります。

以上であります。

議長（大金市美君） よろしいですか。

〔「高齢者」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） これも文言の修正でありまして、条例で定める期間という5年というものを、55歳以上に改めるものでありまして、これも制度上の改正であります。最大5年ということになります。

以上です。

議長（大金市美君） 答弁漏れはないですか。

石田彬良君。

11番（石田彬良君） 議案第4号ですけれども、現在該当する職員は何人いるのか。そして、その減額分としては1人どのくらいの金額になるのか。

議長（大金市美君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほど言葉足らずで申しわけございません。

議案第3号、第4号ともそういう制度の改正でありまして、どちらも利用している職員はございません。

議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第3号 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大安市美君） 日程第6、議案第5号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法の一部を改正する法律等が施行されましたことに伴い、那珂川町税条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正点は、金融所得課税の一体化等の見直しと、公的年金からの特別徴収制度の見直しになります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（大安市美君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） 補足説明をいたします。

お手元には参考資料として那珂川町税条例の一部改正の概要を配布しておりますので、ごらんいただきながらご説明申し上げます。

4ページをごらんいただきます。

今回の改正ポイントは、金融所得課税の一体化等の見直しと、個人住民税の公的年金から特別徴収制度の見直しとなります。

金融所得課税の一体化については、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税に公社債等の利子が追加されることに伴い、課税方式を見直すとともに、これまで非課税とされていた公社債等の譲渡益について申告分離課税の対象とするとされました。また、これまで上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に限定されていた損益通算範囲を、特定公社債等の利子所得、譲渡所得まで拡大されることとされました。この改正は、平成28年1月1日以後支払いを受けるべき利子等及び同日以後に行った譲渡から適用されます。

次に、公的年金からの特別徴収制度の見直しですが、具体的に年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とすることとされました。この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用されます。

1 ページから 3 ページにつきましては、関係する町条例の一部改正の規定整備の概要となります。

以上で補足説明を終わります。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 5 号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 日程第 7、議案第 6 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第 6 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町税条例の一部改正同様、地方税法の一部を改正する法律等の施行

に伴い、那珂川町国民健康保険税条例についても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（大金市美君） 住民生活課長。

住民生活課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後のページになりますが、参考資料の那珂川町国民健康保険税条例の一部改正の概要をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、那珂川町税条例の一部改正同様、地方税法の改正に伴うものです。

那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、条例本則の改正ではなく、附則の改正となります。改正する附則の項は、それぞれ本則における読みかえ規定に関するものです。それでは、参考資料によりご説明申し上げます。

附則第5項は、上場株式等にかかわる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことにより、配当所得を配当所得等に改めるものです。

附則第8項は、株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税を、一般株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税と上場株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税に改組されたことにより、法律適用条項及び課税対象所得を改めたものです。

附則第9項、第10項、第11項及び第13項については、今回の地方税法改正により不要となった規定を削除し、上場株式等にかかわる譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、新たに附則第9項として上場株式等にかかわる譲渡所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例を規定を追加するものです。

附則第12項、第14項、第15項は、現規定を繰り上げ、それぞれ附則第10項、第11項、第12項とするものです。

附則第16項は、現規定を繰り上げ、附則第13項とし、条約適用配当等にかかわる分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことにより、利子及び雑所得を加えるものです。

附則第17項は、現規定を繰り上げ、附則第14項とするものです。

一部改正条例の附則は、条例改正の施行日を定めたものです。

なお、国保税の課税所得は住民税の課税所得と連動するものであり、金融所得課税の一体化等の見直しによる改正に関しましては、議案第5号の町税条例改正の参考資料4ページと同様になります。

以上で補足説明を終わります。

議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大金市美君） 日程第8、議案第7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第9、議案第8号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第10、議案第9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第12、議案第11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第13号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第7号から議案第13号、平成25年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費や介護福祉施設等整備事業費のほか、国・県補助事業費の追加認定になったもの、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。

その補正額は8,300万円となり、補正後の予算総額は85億1,110万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、障害者福祉サービス事業費や障害者自立支援医療給付費は、障害者福祉サービスや人工透析等の利用増加によるもの、介護福祉施設等整備事業費は、旧和見小学校跡地に地域密着型特別養護老人ホームを整備するものなど、1億1,147万4,000円を計上しました。

第2は災害復旧費で、9月16日、本町に接近した台風18号により被災した町内23カ所の農地、農業用施設の災害復旧費460万円を計上いたしました。

なお、人件費については、人事異動や、国からの地方交付税減額に伴い7月から減額となっています職員給与や、議員の辞職に伴う減額、町長10%、副町長、教育長5%減額の実施など、合わせて1億955万8,000円を減額するものです。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、財産収入、繰越金を充て、繰入金は財政調整基金繰入金1億円を減額することといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設管理運営費及び職員人件費などに1,000万円を計上するもので、その財源は繰入金を充て、負担金、使用料、繰越金を減額するものです。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億9,000万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。施設介護サービス給付費等及び職員人件費などに1,800万円を計上するもので、その財源は、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を充ていたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は15億9,800万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。施設管理費、公債費及び職員人件費などに50万

円を計上するもので、歳入は繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4億2,350万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費及び公債費で、光熱水費や町債償還金に60万円を計上するもので、歳入は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は7,160万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。維持管理費や配水管布設等工事費のほか、職員人件費などで1,700万円を計上するもので、その財源は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億400万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。職員人件費など19万円を計上するものです。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（大金市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,200万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は600万円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

2項2目民生費県補助金の補正額は1億1,600万円の増で、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は31万3,000円の増で、中山間地域等直接支払交付事業費、農地・水保全管理支払推進交付金及び環境保全型農業直接支払交付金に係るもの。

5目商工費県補助金の補正額は45万円の増で、消費者行政活性化事業に係るものであります。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は169万9,000円の増で、株式会社馬頭むらおこしセンター配当金に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は1億円の減で、一般財源の収入状況を勘案し、基金の取り崩しを減額いたしました。

9ページに続きます。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,653万8,000円の増で、前年度繰越金でございます。

10ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は572万2,000円の減で、議員人件費は2名の議員退職に伴う減額によるもの。職員人件費は人事異動及び7月から実施しております給与減額等によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び7月から実施しています職員給与減額等によるものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は2,277万2,000円の減で、特別職人件費は町長が10%、副町長が5%の給与減額等によるもの。職員人件費のほか、総務管理費は臨時職員賃金、社会保険料等の増額のほか、中学生姉妹都市交流事業費の確定に係るものであります。

11ページに続きます。

2項1目企画総務費の補正額は2,158万9,000円の増で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、光ケーブル移設に係る工事費相当額等を繰り出すもの。

2目まちづくり費の補正額は136万2,000円の増で、まちづくり諸費は小砂地区の日本で最も美しい村連合加盟に伴い、町内の看板設置や負担金など必要経費を計上するものであります。

12ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は153万5,000円の増で、職員人件費のほか、民生委員活動費は民生委員の定員を3名増員するものに伴い、増額するものであります。

2目障害者福祉費の補正額は2,400万円の増で、障害者福祉サービス事業費は、サービス利用者増によるもの、障害者自立支援医療給付費は、医療給付費の利用者増に係るものであります。

3目老人福祉費の補正額は1億1,826万6,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増加に伴い、町からの繰出金を増額するもの。介護福祉施設等整備事業費は、旧

和見小学校跡地に整備する定員29名の地域密着型特別養護老人ホームに対する補助金に係るものであります。

4目総合福祉センター費の補正額は490万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費及び小川総合福祉センター施設管理費は、利用率増加に伴う施設管理委託料及び光熱水費等を増額するものです。

13ページに続きます。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は24万3,000円の増で、職員人件費のほか、環境のまちづくり事業費は、太陽光発電等設備等導入補助金の申請件数を見越して増額するものであります。

5款農林水産業費、1項3目農林振興費の補正額は46万2,000円の増で、農地・水保全管理支払事業費は事業費確定によるもの、中山間地域等直接支払交付金事業費は協定参加団体の増加、変更に係るもの、農業振興諸費は環境保全型農業直接支払交付金及び自然災害農家経営維持資金利子補給に係るものであります。

14ページに続きます。

5目農地費の補正額は121万5,000円の増で、町単農村振興事業費は大内地区畑のり面ブロック積み工事、小口、水梨地区揚水ポンプ工事、谷川地区U字溝敷設工事の2分の1を補助するもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は155万円の増で、イノシシ処理頭数の増加に伴い、電気料及び原材料費を増額するものです。

2項1目林業総務費の補正額は53万円の増で、林業総務諸費はすくすくの森の送水ポンプの修繕に係るものです。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は45万1,000円の増で、消費者行政費は県補助金の事業費確定に係るもの。

3目観光費の補正額は404万円の増で、ゆりがねの湯管理費は指定管理者制度への移行に備え、施設の修繕及び備品購入に係るものであります。

15ページに続きます。

7目土木費、2項2目道路維持費の補正額は900万円の増で、町道維持補修費は大鳥荒沢線の側溝整備工事、関沢線の舗装修繕工事、東戸田線のり面補修工事に係るものであります。

4目橋りょう維持費の補正額は24万円の増で、八溝橋、大松橋、富谷橋の電気料不足額を

計上するものであります。

5項1目住宅管理費の補正額は200万円の増で、町営住宅等管理費は、今後の修繕費需要を見越して増額するもの。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は157万8,000円の減で、職員人件費のうち教育長分は5%の給与減額等に係るもの。

16ページに続きます。

2項1目学校管理費の補正額は711万2,000円の減で、職員人件費のほか、馬頭小学校費は電気配線系統の修繕に係るもの。

3目学校施設整備費の補正額は40万円の増で、小川小学校施設整備費は、小川小学校スクールバス駐車場敷地確保に向け、土地鑑定評価委託料を計上するものであります。

3項1目学校管理費の補正額は12万2,000円の減で、職員人件費のほか、小川中学校費は、野球部が埼玉県で行われる新人交流大会への参加費を計上するもの。

17ページに続きます。

4項1目幼稚園費の補正額は120万7,000円の減で、職員人件費のほか、ひばり幼稚園管理費は、臨時職員賃金の手当調整に伴うもの。

5項4目文化費の補正額は20万円の増で、子どもの森施設管理費は、屋外トイレ修繕に係るもの。文化財費は考古学実習生との学官連携事業食糧費に係るものです。

18ページに入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は460万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、9月16日に本町付近を通過した台風18号により被災した町内23カ所の災害復旧工事費を計上いたしました。

19ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算書の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は100万円の減で、新規加入者の減により減額となりました。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は325万5,000円の減で、減免対象者の増及びインターネットサービス利用者の減により減額となりました。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は1,600万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は174万5,000円の減で、前年度繰越金であります。9 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は1,000万円の増で、職員人件費の減額、ケーブルテレビ施設管理費は、町道一渡戸大鳥線道路改良工事に伴う光ケーブル張りかえ工事及び町道76号線道路改良工事に伴う光ケーブル移設工事に要する経費並びに S T B 故障時の交換用機器等購入費等を増額するものです。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書の説明を終わります。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は275万円の増、2 項 1 目調整交付金の補正額は145万円の増、4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は525万8,000円の増、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は314万3,000円の増、7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は226万6,000円の増で、いずれも介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は313万3,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページに移ります。歳出について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項 4 目施設介護サービス給付費の補正額は1,753万4,000円の増で、施設介護サービスの増によるものです。

6 目居宅介護福祉用具購入費の補正額は60万円の増で、居宅介護福祉用具購入費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、2 項 4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は13万4,000円の減で、職員人件費の減額等によるものです。

10ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんください。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（大田市美君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は50万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページをごらんください。歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は36万6,000円の減、2項1目下水道整備費の補正額は14万4,000円の減で、ともに人件費の減額によるものであります。

2款公債費、1項1目元金の補正額は101万円の増で、補償金免除繰上償還による町債償還元金に要する経費であります。

10ページからは給与明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は46万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は13万2,000円の増で、東京電力からの補助金であります。

9ページをごらんください。歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は40万2,000円の増で、電気料金の不足額を計上するものであります。

2款公債費、1項1目元金の補正額は19万8,000円の増で、補償金免除繰上償還による町債償還元金に要する経費であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,615万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は84万8,000円の増で、東京電力からの補償金であります。

9ページをごらんください。歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は60万8,000円の減で、人件費の減額によるものであります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は1,760万8,000円の増で、電気料金不足額及び小砂地内の導水管布設工事、矢又浄水場水位計交換工事に要する経費であります。

10ページからは給与明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を38万8,000円減額し、3,467万4,000円に改めるものであります。

3ページをごらんください。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出の収入から申し上げます。

1款上水道事業収益、2項2目雑収益の補正額は4万円の増、2款東部地区簡易水道事業収益、2項3目雑収益の補正額は15万円の増で、ともに東京電力からの補償金であります。

次に、支出であります。1款上水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は12万2,000円の増、2目配水及び給水費の補正額は4万円の増で、ともに各施設の管理に要する経費であります。

4目総係費の補正額は12万2,000円の減で、人件費の減額によるものであります。

2款東部地区簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は30万5,000円の増で、各施設の修繕に要する経費です。

2目配水及び給水費の補正額は10万7,000円の減、4目総係費の補正額は4万8,000円の減で、ともに人件費の減額によるものであります。

4ページは資金計画、5ページからは給与明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計及び5特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。
議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長（大田市美君） 再開します。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示してください。

質疑はございませんか。

小川洋一君。

12番（小川洋一君） 12番、小川です。

1点だけご質疑いたします。

ケーブル事業特別会計の補正予算の8ページ、この使用料及び手数料、ケーブルテレビ利用料でマイナスの325万5,000円。先ほど説明ではインターネット減による減額と言いました。今この時代、インターネットがどんどんはやっている、それでケーブルテレビは割安ということを知っております。そこでこの減というのは、どういう理由でこの減になったかお示しいたします。

議長（大田市美君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 使用料の減額の関係でございますが、インターネット使用料の減額、これは解約が80件ございます。240万円程度見込まれるということでありまして。なぜかといいますと、フレッツ光、NTTさんが強力で今推進をしております。2年なり3年パソコンを無料でおあげしますとか、あとは使用料、今まで3,000円以上だったんですが、2,500円、町のほうの使用料に合わせて3,000円以下にしてきております。

このようなことがありますので、今後、町としましては、まずPR、メリットと、あと本機のほうのテレビの加入促進もこれから設けたいなと思っております。ある一定の期間を設けてもう一度加入促進をして、ネットのほうもこういう形で未来永劫安いんですという形にしていけないと、この2年なり3年の契約で入ってその後はないわけなので、5,000円なり6,000円取られてしまうんですね。そういうことはわかって多分やっているとは思いますが、そのパソコンの関係とかで入ってしまうと、こっちを脱退するという形が多く見受けられています。脱退の理由の中でもそういう形で出ておりますので。そのようなことです。

以上です。

議長（大金市美君） 小川洋一君。

12番（小川洋一君） 今フレッツ光、NTTということなんですけれども、聞くところによると、このフレッツ光、馬頭のケーブルテレビより何か感度が悪いということも聞いております。この80件の人たちは2年なり3年なりでまた戻ってくるとは思うんですけれども、途中で解約ということもできるらしいんですよ、金取られちゃうかもしれないんですけれども。ケーブルテレビのよいところ、その80件に対してもやっぱりそういうことをちゃんとPR、今課長のほうからPRということが出ておりますけれども、さらに努力をして、少しでもこのケーブルテレビのよいところを宣伝していただければいいかなと思っております。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか、答弁は。

石田彬良君。

11番（石田彬良君） 石田です。

一般会計の13ページの衛生費、環境衛生費ですね。環境のまちづくり事業費の200万、町ホームページには、太陽光発電の今補助金が枯渇しちゃって、議会で可決いただいてからでないと補助金は出せないというふうに、申しわけありませんとホームページに書いてあるんですよ。ですから、これ何でかんで可決して通さないと町民の方々に迷惑をかけちゃうのかなという気はいたすわけですけれども、この太陽光発電の補助金、200万円で何件分くらいの補助金を出せるのか。1点だけお伺いします。

議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） ご指摘の件についてご説明申し上げます。

当初予算で太陽光発電につきましては54件、高効率給湯器につきましては43件の計97件の当初予算を計上いたしておりました。補正予算につきましては、10月末現在で、2月までの申請でありますので必要と見込まれる件数を精査いたしまして、当初予算から不足します太陽光発電につきましては10件、高効率給湯器につきましては9件、こちらの金額として200万円を補正するものでございます。

ご指摘のホームページの件なんですけど、10月末の推移と、急に11月の申請につきましては急激にふえております。11月だけで太陽光が9件、高効率給湯器が8件ということでふえております。かなり企業のほうで太陽光のメリットをPRしているということと、3月から4月にかけて消費税が変わるといようなことで、駆け込みの需要が現在来ているといような状況になっております。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

11番（石田彬良君） 了解しました。

議長（大金市美君） ほかにはございませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 一般会計の14ページの農地費で町単農村振興事業費ということで、121万5,000円が計上されています。その内容について具体的に教えていただきたいというふうに思います。

あとは、同じく14ページの商工費の観光費ということで、ゆりがねの湯の管理費ということで、先ほど何か民間委託するのに修理をしなければならないということをおっしゃったので、440万ですか、その具体的な内容について教えていただきたいと思います。

同じく14ページの土木費なんですが、先ほど道路維持管理費ということでおおむねはわかったんですが、もしそれ以外にもありましたら教えていただきたいというふうに思います。

同じく土木費で、住宅費の中で町営住宅管理費ということで200万円ということになっていますが、この200万円のうち、先ほどの説明では何か修理しなくちゃならないということの予備費みたいな形で上げたということですが、現在修理しなければならないものはあるのか、ないのか。またその辺の内容について伺いたいというふうに思います。

以上の点についてお願いします。

議長（大金市美君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 農林水産業費の農地費の負担金、補助金、町単振興事業費の内容についてご説明いたします。

町単振興費は3カ所ございます。1カ所目が大内の畑のり面のブロック積みの工事でございます。75万の2分の1で37万5,000円でございます。もう一つが小口の水梨地区の揚水ポンプの交換の工事でございます。68万の2分の1の34万でございます。3つ目で、谷川の水路の導水路をU字溝に敷設がえする工事でございます。100万円の2分の1の50万、合計121万5,000円でございます。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 商工費についてご説明申し上げます。

施設の床、壁、天井の様子がえに充てる費用でございます。

以上でございます。

議長（大金市美君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） 14ページの7款2項2目の道路維持費、企画財政課長のほうで説明があったかと思えますけれども、もう少し詳しく説明しますと、町道一渡戸大鳥線については、道路側溝の工事でございます。これは300のU字溝を48メートルと、蓋板を29メートルする工事でございます。それと、久那瀬の関沢地内なんですけれども、舗装工事で70メートル、幅員が2.3メートルのオーバーレイの工事であります。それと、もう1件は東戸田の工事で、L型擁壁をのりどめとして59メートル施工するものでございます。

それと、5項1目の住宅管理費の町営住宅等管理費でございますけれども、毎年冬場になりますとボイラーが何件か壊れます。大体1カ所の修繕費が32万ぐらいかかりますので、その毎年壊れている見込みの件数と、それと退去者が何件か出ます。退去者が出た場合の修繕費、これを計上しております。

以上です。

議長（大金市美君） よろしいですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほど商工観光課長のほうからゆりがねの湯の管理費ということで、床と天井を直すのに、これが結局440万ということでしょうか。そのほかはないということでしょうか。内訳が聞きたいんですが。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 備品がございます。備品につきましては、下足箱の鍵つきのものを取りかえるということと、給水器を購入するというので、この2点でございます。

以上でございます。

議長（大金市美君） よろしいですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 下足箱とか給水器等が出てきたんですが、その金額を教えてくださいんだけれども。

議長（大金市美君） 商工観光課長。

商工観光課長（大金 清君） 内訳はちょっと今金額を持っていないものですから、申しわけありません。追って連絡します。

以上です。

議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 14ページの6のイノシシ加工事業費の中で、原材料費で140万計上されているわけなんですけれども、先ほどの説明では、イノシシの購入に充てるということで伺ったわけなんですけれども、何か聞くところによりますと、イノシシの肉が相当だぶついているというようなことで、買い入れても処理ができるのかどうなのかと。もう一つは、30キロ以下については購入を何か控えているというようなお話も聞いておりますので、これだけの大量なイノシシが来れば、当然冷凍庫の必要性も出てくるのではないかなというふうに感じておりますので、今回、冷凍庫にかかわるような備品の購入費がないということで、どのように対応するのかもあわせてお聞かせ願えればありがたいなと思います。

議長（大金市美君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） では、お答えします。

議員のご質問で原材料費140万、140万については当初200頭を見ておりました。ただ現時点で180頭ぐらいもうとれていきます。3月までのものを推定すると300頭ぐらい行くんじゃないかという勢いで今捕獲されている状況でございます。それによって140万買い入れということで進めております。一時、確かに11月末、半ばからにかけて、一度に1日7頭ぐらいとれちゃっているのが続いたときがありました。そうすると、言われるように、冷蔵庫なんですけど、そのとってきたものを皮剥ぎをしてつるしておく、その冷蔵庫自体にも許容が生じてしまって、それでまず町外のほうを一時ストップさせていただいて、やむを得ずもう町内のほうも一時ストップをさせていただきました。ただ、町内につきましては12月1日から通常どおりに買い入れるということで進めております。

30キロ以下については、現実的にかなりとれてくると、やはり30キロ以下のものについてはかなり同じ手間、皮剥ぎでも加工でも手間がかかっちゃって、経費がかかっても費用対効果というか、そっちが余りよくないということで、30キロ以下ということで、おおむねということでご理解いただきたいと思います。ぴったり30キロということじゃなくて。ウリ坊は当然だめですが、その辺のところ。

あと、最後の冷凍庫と言われましたが、冷蔵庫がやっぱり皮を剥いで枝肉にしたのをつるすところが確保できないんです。あともう一つ、実際、今臨時職員さんで加工されている方が1人でございます。やはり1日7頭来ちゃうとちょっと加工がどうしても追いつかないということでございます。今回、その冷蔵庫については補正は入れておりませんが、今後、指定管理者というのもこれから進めなくちゃなりませんので、いろいろ総合的に検討してまい

りたいと思います。

以上です。

議長（大金市美君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） ただいまの課長の説明で大体おおむね理解はできるんですけども、やはりイノシシをとるということについては、計画的にとるというわけにはいかないと思うんですよね。やっぱり最大限の見込みを見据えた上で、施設の充実を図っていく必要があるのかなというふうに考えますので、イノシシがとれることは大歓迎だと思うんです。それに合わせたやはり施設というのも考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、よくそのところを慎重審議して、次回までには補正がとれるような対応ができればよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

議長（大金市美君） ほかにございませんか。

鈴木雅仁君。

4 番（鈴木雅仁君） 一般会計の 8 ページになります。歳入のほうですね。

15 款の県支出金、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、1 億 1,600 万ですかね。この名前から見ると、本当に緊急で急ぎで特別に交付されるみたいなイメージがありますけれども、この具体的な交付金の性質というか、具体的にどういうものに対して交付されるのかということですね。お聞かせいただきたいと思います。1 点です。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） お答えいたします。

この交付金につきましては、歳出の 12 ページにございます 3 款 1 項 3 目老人福祉費の介護福祉施設等整備事業費に丸々合っているものでございますが、具体的には、旧和見小に予定しております特別養護老人ホーム、そちらの建設の助成金ということでございます。

議長（大金市美君） 鈴木雅仁君。

4 番（鈴木雅仁君） 当然その和見小学校の跡地にできる施設というのは、十分理解はしているつもりなんですけど、この交付金の具体的な内容をちょっと調べると、具体的にスプリンクラーの設備だとか、それからその採択項目によっては一般的には公募型などの透明性のあるものであるというのが条件で支払われるものだということが書かれているので、そういったものが全部クリアされているものとは思いますが、前回のこの件に関する、この施設に関する件についての説明においては、地域の強い要望により決められたということが

ありますので、何も言うことはないのかもしれないんですけども、その透明性という部分に関しては、十分クリアされているということでよろしいのでしょうか。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 今の透明性につきましては、8月30日、公募によりプレゼンテーションを行いました。結果的には1社ということでございましたが、そちらの1社のプレゼンテーションを受けまして、審議した結果、合格ということで選考したものでございます。

以上です。

議長（大金市美君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 3回目です。

この交付を行われることに対して、実質的な町の負担があるのかないのかという部分と、それから、その細別において先ほども言いましたように、消火設備だとか、そういうものがしっかりと整備されていることが条件だったような気がしています。その辺について、町有施設の火災なんていうのがつい先ごろもありましたので、具体的にその辺が担保されているかどうか、施設として十分に備えられているものなのかどうか、その辺具体的にどういう施設なのか、ご説明いただければと思います。

議長（大金市美君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 火災施設の設備等につきましても、これにつきまして、業者が決定した以降、設計につきまして町として県のほうで事前協議をしております。当然、スプリンクラーの設置等も義務されておりますし、大まかな概略ですと木造の平家建てという形で1,700平米程度の木造のものでございますが、この辺に関しましては、諸手続等で規定の設備等につきましてはクリアしているということで、県のほうでも事前協議はクリアで事前協議を終了しているという状況でございます。

以上です。

町費につきましては、県からの10分の10ということで100%でございますので、そのまま町費負担はございません。

以上です。

議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成25年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成25年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大田市美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分